

議案第6号関連資料

明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的

児童福祉法（以下「法」という。）の一部改正により、出産又は育児に対し、支援を必要とする家庭への家事・育児等の援助を行うホームヘルパー派遣（以下「産前・産後のヘルパー派遣事業」という。）の手数料に係る規定の整備を図るため、明石市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

現在、産前・産後のヘルパー派遣事業は、法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業として実施していますが、法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業が新たに創設され位置づけが改められたことから、規定の整備を図るものです。

なお、産前産後ヘルパー派遣手数料については、変更はありません。

3 施行期日

令和6年4月1日